

日本学生支援機構【教職大学院】

修了後に教師になった場合の返還免除について

教職大学院を修了し、教師等になった場合、在学中に貸与された第一種奨学金の返還が全額免除される制度が創設されます。

対象者等：

	対象
申請要件	教職大学院在学中に教員採用選考等（下段「対象となる学校」）に合格し、修了の翌年度から正規教員として採用される予定の者であり、その後、現に大学院修了の翌年度（4月1日時点）に正規教員として在職していることを確認できた方
対象となる学校	公立学校の教員採用選考だけでなく、国・私立学校等の採用を含みます。対象となる学校種は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none">・学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
対象とならない方	<ul style="list-style-type: none">・大学院修了後（既卒者として）に正規教員の採用内定を得た方・臨時的任用・非常勤講師として採用される方
免除対象・金額	<ul style="list-style-type: none">・教職大学院在学中に貸与された第一種奨学金の全額（予定）・申請し、要件を満たした方全員（予定）

免除申請受付期間等：

期間	受付方法
未定	未定

※文部科学省・日本学生支援機構から通達があり次第、随時追加でご案内いたします。

※「特に優れた業績による返還免除」の一環として実施される見込みです。

※2024年春学期の新規採用については[こちら](#)をご覧ください。

